

岩手県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
有限会社 みちのく	宮城県大崎市古川南町 三丁目1番8の5号	宮城県大崎市古川南町 三丁目2番47号	つばき薬局	大船渡市盛町字内ノ目3番 17号	平成20年8月20日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者			介護予防支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
有限会社 みちのく	宮城県大崎市古川南町 三丁目1番8の5号	宮城県大崎市古川南町 三丁目2番47号	つばき薬局	大船渡市盛町字内ノ目3番 17号	平成20年8月20日